

令和6年2月22日

青森県教育委員会第327回臨時会

期 日 令和6年2月22日（木）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1

3 議 案

- 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について …… （非公開の会議）
- 議案第2号 市町村立学校職員の人事について …… （非公開の会議）
- 議案第3号 県立学校職員の人事について …………… （非公開の会議）
- 議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について …… （非公開の会議）

4 その他

- 県立特別支援学校におけるスクール・ミッションについて …………… 2

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 6 年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 2 青森県公立学校情報機器整備基金条例案
- 3 障害に関する用語の表記の整理に関する条例案
- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 青森県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 6 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 7 工事の請負契約の件
- 8 令和 5 年度青森県一般会計補正予算（第 5 号）案（教育委員会所管分）

[その他]

県立特別支援学校におけるスクール・ミッションについて

1 趣旨

県立特別支援学校では、これまで校訓や学校教育目標等を踏まえた教育理念を地域等と共有しながら、様々な教育活動を行ってきたところだが、特別支援教育の理念である共生社会の実現や現行の学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、各校の教育理念や社会的役割について幼児児童生徒及び学校内外の関係者に分かりやすく示すとともに、教職員が共有しやすいものとする必要があった。

このことから、平成30年度に策定した特別支援教育の今後の10年の道筋を示す「青森県特別支援教育推進ビジョン」の基本方針に基づき、特色ある教育活動に資するよう、県立特別支援学校に求められる役割や目指すべき学校像等を明確化することとし、今般、県立特別支援学校共通のスクール・ミッションを定めたものである。

2 内容

別紙のとおり

3 施行日

令和6年4月1日

県立特別支援学校スクール・ミッション

青森県教育委員会

一人一人の障がいの状態等に応じて、その時に最も必要な教育を行うとともに、学んだことを生かしながら、自立と社会参加に向けて、主体的に学び続ける幼児児童生徒を育てます。

家庭や地域、関係機関と連携し、協力して幼児児童生徒を育てるとともに、障がいのある者と障がいのない者が支え合い、認め合える社会の実現に向けた取組を推進します。

幼児教育施設、小・中学校、高等学校等とつながり、必要な支援に努めながら、地域の特別支援教育の推進に貢献します。

参 考 資 料

第 3 2 7 回臨時会（令和 6 年 2 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ P 7
- その他
県立特別支援学校におけるスクール・ミッションについて P 8

令和6年度当初予算案の全体像（県教育委員会分）

当初予算額

- 令和6年度当初予算案における県教育委員会関係予算額は、1,289億6,592万1千円。
- 対前年度比で98億9,361万3千円の増額、伸び率は+8.3%。

<教育費全体>

区分	令和6年度		令和5年度		前年度との比較	
	当初予算額 A		当初予算額 B		増減額 (A - B)	伸び率 (%)
教育費 (教育委員会所管分)	128,965,921		119,072,308		9,893,613	8.3

<増額の主なもの>

事業名	(単位：千円)		主な内容・理由
	対前年度当初増額 (差額)		
教職員等 person 費 (退職手当)	4,371,858		定年延長に伴う退職手当の増
公立学校情報機器整備基金積立金	1,735,821		1人1台端末の更新に係る基金積立金
県有施設整備事業費 (県立学校、体育施設)	2,424,432		施設整備に係る年次計画による増
あおもりっ子育てみプラン2 1 事業費 (少人数学級編制)	288,374		少人数学級編制の拡充による増
学校DXスタートアップ事業費	181,660		<新規計上>
公立学校における教育改革支援事業費	257,741		<新規計上>
外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業費	371,197		国予算案を踏まえた配置校数・人員の増

※ 教育費は県教育委員会所管分であり、知事部局所管分を除く。

県教育委員会予算案の概要（ポイント）

参考資料
報告第1号関係

地域とともに学び育つあおもりの教育の推進

1 子どもたちの 学びの アップデート

デジタル教材の活用等による個別最適な学びの充実、国際的な素養を持ち世界へ向けて挑戦する人材の育成等に取り組みます。

1,521,313千円

- 新** 学校DXスタートアップ事業
- 青森から世界へ向かってチャレンジするグローバル人材育成事業
- 県立学校におけるICTを活用した授業づくり推進事業
- 拡** あおもりっ子育みプラン21事業（少人数学級編制）等

2 子どもたちが 地域の中で学び 育つ環境づくり

「あおもり創造学*」の実施等、学校と地域が協働しながら子どもたちの学びの充実に取り組みます。

231,452千円

- 持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業
- 地域と学校とのパートナーシップ強化事業
- 部活動改革の推進（部活動地域移行等）等

*…地域資源や人材を活用して、総合的な探究の時間等において、地域について理解を深める学習

3 子どもたちの 安全・安心な 居場所づくり

誰一人取り残されず、安心して学ぶことができる体制づくりに取り組みます。

6,627,371千円

- いじめ防止対策、不登校支援
- 新** チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業
- 新** 医療的ケア児の在宅支援体制整備促進事業【知事部局連携】
- 県立学校施設整備事業 等

子どもたちの学びを支える教職員の働き方改革の推進

教職員の 働き方の アップデート

校務のデジタル化や外部人材の活用など教職員のWell-Being向上に取り組み、こどもたちの学びを支える環境づくりを進めます。

928,203千円

- 新** 公立学校における教育改革支援事業
- 新** 学校DXスタートアップ事業（再掲）
- 拡** 外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業
- 拡** 部活動改革の推進（部活動指導員配置等）（再掲）
- 教職員の確保・育成の取組 等

スポーツの振興と文化財の保存・活用

スポーツを通じた 健康づくり・ 競技力の向上

あおもり国スポ開催に向けた競技力向上や総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。

573,854千円

- 拡** 競技力強化事業
- 「スポーツでみんなを元気に」健康力アップ事業
- 新** 県営野球場基本計画策定事業 等

かけがえのない 文化財の 保存・活用

無形民俗文化財の継承支援や縄文遺跡群の情報発信拠点を活用した来訪・周遊促進に取り組みます。

88,430千円

- 新** 記録で紡ぐ！無形民俗文化財継承推進事業
- 新** 「青森の縄文遺跡群」情報発信拠点関連事業 等

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 概要

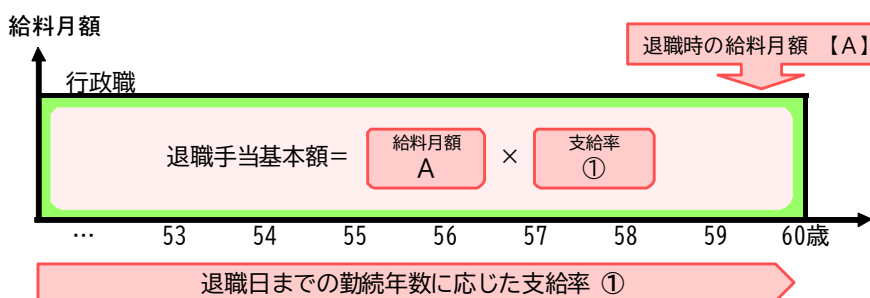
定年引上げ後の退職手当制度については、昨年度、国に準じて条例改正等を行い、令和5年4月1日に施行されているところであるが、現行規定のままでは、給料表異動等により給料が減額となったことがある職員に係る退職手当額について、定年引上げ後の手当額が旧定年（60歳）で退職した場合の手当額よりも下回る場合があることから、職員に不利益が生じないよう、退職手当の基礎額の算定方法について改正するものである。

2 定年引上げ後の退職手当制度等

(1) 現行規定

①退職手当の基本的な計算方法 <退職手当条例第2条の4>

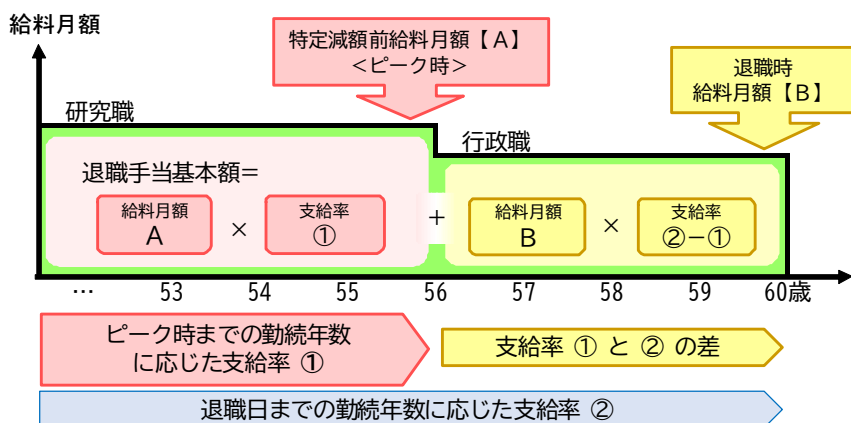
$$\text{退職手当額} = \underbrace{\text{退職手当の基本額}}_{\text{退職時の給料月額} \times \text{退職事由等別の支給率}} + \text{調整額（在職中の職位に応じた加算額）}$$



※支給率は勤続年数 35 年で上限に達する。

②ピーク時特例 <退職手当条例第5条の2>

在職期間中に、給料月額の減額改定（いわゆるベースダウン）以外の理由（降格や給料表異動など）により、給料月額が減額されたこと（特定減額）がある場合に、給料月額の減額前に早期退職する場合よりも退職手当が大きく下がらないようにすることとした算定方法であり、平成17年の退職手当法の改正に伴い、本県の退職手当条例にも設けられた特例。



③定年引上げに伴う退職手当の特例

定年引上げに伴う給料月額7割措置後に退職する職員の退職手当について、額の算定にあたり計算方法及び支給率に係る特例を適用することとした。（R5.4.1施行）

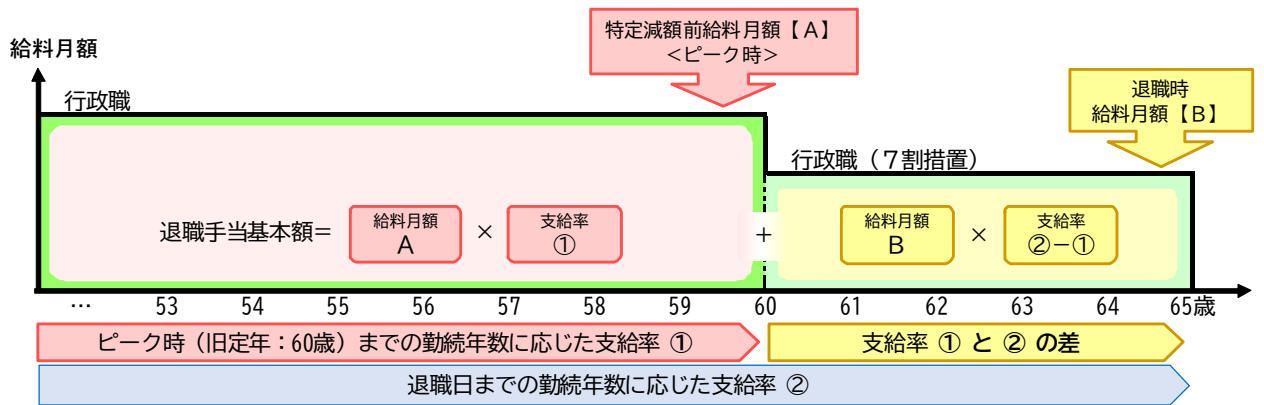
ア 60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給率に係る特例

＜原始附則第15項及び第16項＞

通常の自己都合退職の場合、定年退職と比べて退職手当の支給率が低くなるが、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した場合（自己都合退職）における退職手当の基本額について、当分の間、退職事由を「定年」扱いとして手当額を算定する。【国準拠】

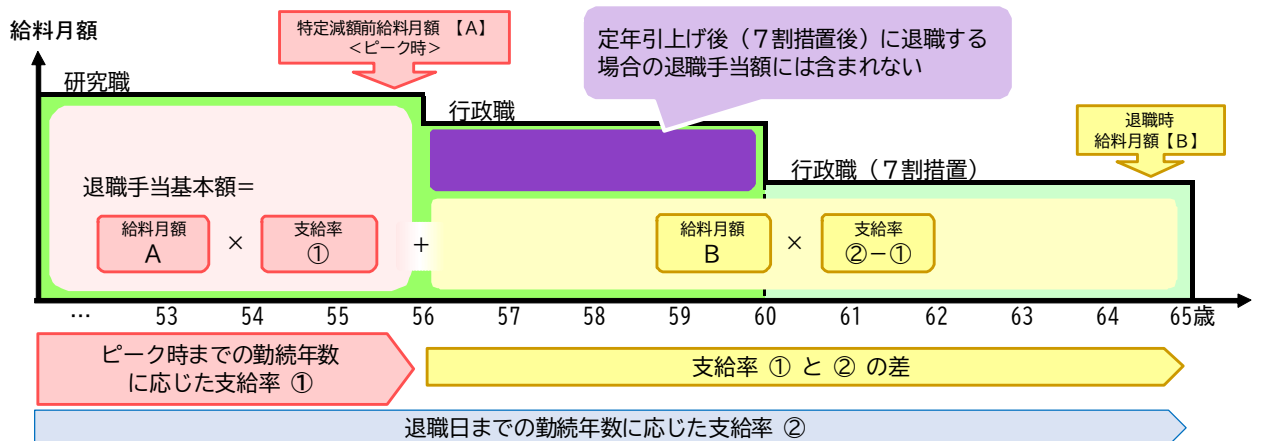
イ 退職手当の基本額の計算方法の特例（ピーク時特例）＜原始附則第18項＞

定年引上げに伴う給料月額7割措置は「給料月額の減額改定」には該当しないものとし、給料月額7割措置後に支給される退職手当については、退職手当の基本額を、給料月額の減額する前までの期間と、減額後から退職時までの期間に分けて算定する特例（ピーク時特例）を適用する。【国準拠】



(2) 退職する時期等によって不利益が生じる事例

定年引上げに伴う給料月額7割措置の適用前に、給料表異動等により給料が減額（特定減額）となったことがある職員に係る退職手当額について、ピーク時特例は特定減額が複数あったとしても1回のみ考慮して計算する制度であることから、給料表異動等の時期や本人の勤続年数によっては、定年引上げ後の手当額が旧定年（60歳）で退職した場合の手当額を下回る場合がある。



3 国の動向

国においても同様の事例が発生すると考えられるため、退職手当法の追加改正や、規則・運用等により対応するものと考えていたが、現時点において特に改正等を行われておらず、他団体が総務省に問い合わせたところ、「想定していないため、特に対応する予定はない。」とのことであった。

4 他都道府県の動向

当該事例に対する措置（ピーク時特例の適用拡大等）については度々全国照会も行われており、令和4年7月時点では、約半数の団体が対応予定なし又は検討中であったが、現時点では36団体が対応済みとなっている。

＜参考 ピーク時特例の取扱いに係る全国照会結果＞

R4. 7月時点

対応状況	団体数	東北各県の状況
有・有の方向で検討中	24	福島
無・無の方向で検討中	16	青森、岩手、秋田、山形
検討中	7	宮城

R5. 11月時点

対応状況	団体数	東北各県の状況
対応済（条例改正済）	36	岩手、宮城、山形、福島
国準拠（未対応）	11	青森、秋田

5 改正内容

定年引上げ後の退職手当制度については、基本的に国に準じた制度とすることにより、定年引上げ後に退職する場合に職員が不利にならないように措置されるものと考えていたが、本県において国では想定していない事例によって職員が不利になる場合があることが確認されたこと、他都道府県においても職員が不利にならないように措置している団体が多数であることから、既に対応済みである他都道府県の取扱いを参考にピーク時特例の取扱いを見直すこととする。

＜ピーク時特例の見直し内容＞

定年引上げに伴う給料月額7割措置の適用前に給料表異動等により給料が減額となったこと（特定減額）がある職員に係る退職手当額については、当該特定減額前の給料月額を考慮して退職手当基本額の算定を行うこととする。

[理由]

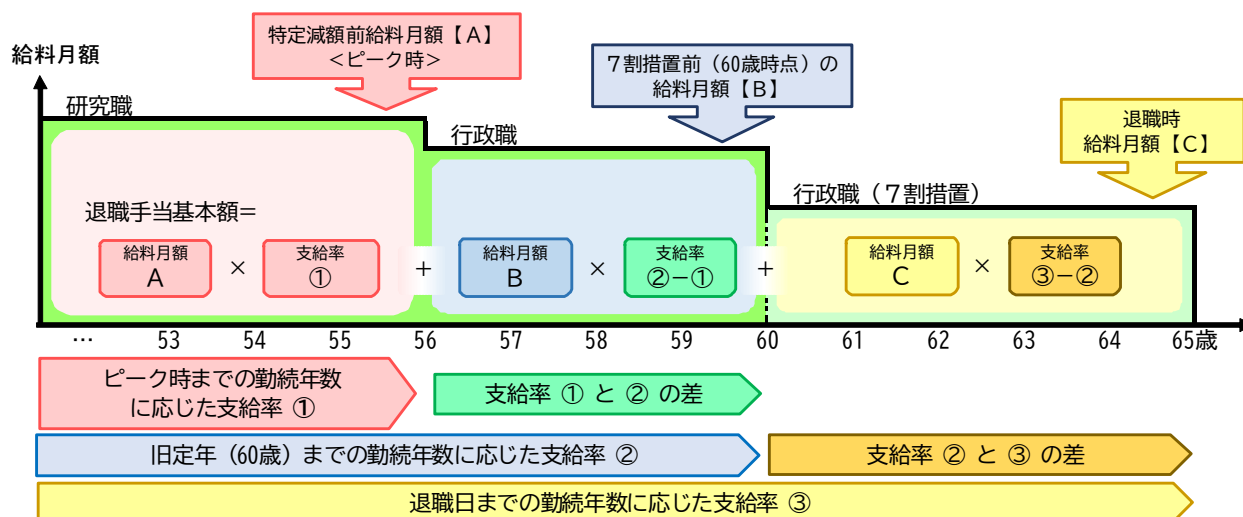
- ① 職員に定年引上げによる不利益が生じないようにするため、60歳時点での退職手当額を保障する必要がある。
- ② 給料表異動等に伴う減額がなく、60歳時点で勤続年数が35年に満たない職員の場合は、定年引上げ後の勤務年数に応じて退職手当額が増額となるため、それらの職員との均衡を図る必要がある。

<改正条項番号及び改正内容>

条項番号	改正内容																																																																																																															
原始附則第 19 項 【追加】	定年引上げに伴う給料月額 7 割措置後に退職した職員のうち、7 割措置以外の理由によって特定減額前給料月額が生じた場合における退職手当基本額の算定方法について規定。																																																																																																															
原始附則第 20 項 【追加】	上記附則第 19 項の規定に基づき算定する場合における退職手当の基本額の上限額について規定。																																																																																																															
原始附則第 21 項 【追加】	定年引上げに伴う給料月額 7 割措置後に、整理退職や公務上の傷病・死亡により退職した職員（早期退職者に係る割増率として 2 % の割増となる職員）に係る退職手当の額の算定について、上記第 19 項及び第 20 項の規定を適用するための読替規定を設ける。																																																																																																															
【参考】早期退職者（勲奨退職者）に係る退職手当額の割増（原始附則第 21 項、第 22 項）																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>50歳</th> <th>51歳</th> <th>52歳</th> <th>53歳</th> <th>54歳</th> <th>55歳</th> <th>56歳</th> <th>57歳</th> <th>58歳</th> <th>59歳</th> <th>60歳</th> <th>61歳</th> <th>62歳</th> <th>63歳</th> <th>64歳</th> <th>65歳</th> <th>66歳</th> <th>67歳</th> <th>68歳</th> <th>69歳</th> <th>70歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年65歳の職員 （一般職員）</td> <td>20%</td> <td>18%</td> <td>16%</td> <td>14%</td> <td>12%</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>6%</td> <td>4%</td> <td>2%</td> <td colspan="5">(定年退職扱い)</td> <td>定年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち 公務上傷病・死亡等</td> <td>20%</td> <td>18%</td> <td>16%</td> <td>14%</td> <td>12%</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>6%</td> <td>4%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>定年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定年70歳の職員 （医師・歯科医師）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20%</td> <td>18%</td> <td>16%</td> <td>14%</td> <td>12%</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>6%</td> <td>4%</td> <td>2%</td> <td colspan="5">(定年退職扱い)</td> <td>定年</td> </tr> <tr> <td>うち 公務上傷病・死亡等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20%</td> <td>18%</td> <td>16%</td> <td>14%</td> <td>12%</td> <td>10%</td> <td>8%</td> <td>6%</td> <td>4%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>定年</td> </tr> </tbody> </table>		50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	定年65歳の職員 （一般職員）	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	(定年退職扱い)					定年						うち 公務上傷病・死亡等	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	定年						定年70歳の職員 （医師・歯科医師）						20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	(定年退職扱い)					定年	うち 公務上傷病・死亡等						20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	定年
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳																																																																																											
定年65歳の職員 （一般職員）	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	(定年退職扱い)					定年																																																																																																
うち 公務上傷病・死亡等	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	定年																																																																																																
定年70歳の職員 （医師・歯科医師）						20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	(定年退職扱い)					定年																																																																																											
うち 公務上傷病・死亡等						20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	定年																																																																																										
原始附則第 22 項 【追加】	特定地方警務官（国家公務員）が特定任命により職員（地方公務員）となった後に退職した場合の退職手当の額の算定について、上記第 19 項から第 21 項までの規定を適用するための読替規定を設ける。																																																																																																															

その他、上記改正に伴い生じる項ずれや字句の整理等の形式改正を行う。

<改正後の算定方法>



6 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

2月補正予算案(国補正分)の概要

補正予算額 851,011千円
合計予算額 119,839,122千円

参考資料
報告第1号関係

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に呼応し、2月補正予算案に計上した内容は以下のとおり。

○ 県立高等学校DX加速化推進事業

高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、ICTを活用した文理横断的で探究的な学びを強化する取組を進めるために必要な設備(3DプリンターやCADシステム等の高性能ICT機器)の整備等を行うもの。

予算額 100,000千円 ※1校あたり10,000千円以内

○ 農業教育環境整備事業

将来の農業生産を支える人材を育成するため、農業高校においてスマート農業等の教育の高度化に対応した機械等の整備を行うもの。

整備対象校 五所川原農林高等学校ほか2校
予算額 49,739千円

○ 学校における性被害防止対策支援事業

こどもの性被害を防止するために必要なパナーティション等、性被害防止対策設備の整備を行うもの。

整備対象校 特別支援学校20校
予算額 2,000千円

○ 公立学校情報機器整備事業

ICT教育の充実を推進するために整備した義務教育に係る公立学校の1人1台の情報端末及び入出力支援装置について、令和6年度以降、計画的に更新・整備するため、基金を創設するもの。

予算額 (基金積立額) 699,272千円

(R6予算額)

○市町村立学校 4市町村 67校
・情報端末 89,686千円
・入出力支援装置 400千円

○県立特別支援学校(小・中学部)16校
・入出力支援装置 8,025千円

※ 県立特別支援学校及び県立中学校の情報端末は、令和7年度以降、順次、更新予定。

I 近年の特別支援教育に関する動向

特別支援学校新学習指導要領の改善の方向性

(平成29年4月)

- 1 学びの連続性を重視した対応
- 2 一人一人に応じた指導の充実
- 3 自立と社会参加に向けた教育の充実

- 国連総会において、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を採択(平成18年12月) ■ 特別支援教育の本格的実施(平成19年4月)
- 改正障害者基本法施行(障害者権利条約対応)(平成23年8月) ■ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(平成24年7月) ■ 就学制度改正(平成25年9月) ■ 障害者権利条約批准(平成26年1月) ■ 障害者の差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)施行(平成28年4月) ■ 特別支援学校幼稚園教育部学習指導要領告示(平成29年4月) ■ 特別支援学校高等学校教育部学習指導要領告示(平成31年2月)

II 本県特別支援教育の現状と課題

1 学びをつなぐ ～ 学びの連続性を重視した対応 ～

(1) 特別支援学校のセンター的機能の充実

- 現状** ○小・中学校等支援、教育相談等の実施、地区における連携体制の整備を推進
- 課題** ○巡回相談の活用促進
○教育相談体制の充実・強化 等

(2) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実

- 現状** ○各計画の作成、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等、校内支援体制の構築を推進
- 課題** ○通常の学級における各計画の作成率の向上
○小・中学校及び高等学校間の支援情報の適切な引き継ぎ 等

2 学びを深める ～ 一人一人に応じた指導の充実 ～

(1) 教職員の専門性の維持・向上

- 現状** ○全ての教職員が適切な指導及び必要な支援を行うために各種研修等を実施
- 課題** ○基礎的な知識・技能の向上
○各障害種の指導の専門性の維持・向上 等

(2) 特別支援学校の学習環境の充実

- 現状** ○校舎の増改築、複数の障害種への対応、給食の実施など、多角的に推進
- 課題** ○一定規模の学習集団の確保
○県域における病弱・身体虚弱教育の充実 等

3 学びを生かす ～ 自立と社会参加に向けた教育の充実 ～

(1) キャリア教育の充実

- 現状** ○特別支援学校における全体計画の作成、各事業により継続的にキャリア教育を推進
- 課題** ○幼稚園、小・中学校、高等学校の発達の段階を踏まえたキャリア教育の更なる充実
○小・中学校等と連携したキャリア教育の推進 等

(2) 福祉、労働等の関係機関との連携による職業教育の充実

- 現状** ○授業改善を図るとともに地域との関係機関との連携を推進
- 課題** ○地域の特色を生かした学習の展開
○実習協力事業所等との連携強化 等

(3) 特別支援学校と地域等との連携の推進

- 現状** ○交流及び共同学習を推進
○学校運営協議会の設置
- 課題** ○地域で学び、活動していくための基盤づくり
○居住地校交流の推進 等

III 基本方針

～インクルーシブ教育システムの構築を目指して～

1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化

- (1) 特別支援教育巡回相談の充実
- (2) 特別支援学校の教育相談の充実・強化
- (3) 「地区特別支援連携協議会」を中心とした教育相談体制の充実・強化
- (4) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実及び連携強化

2 教職員の専門性の維持・向上

- (1) 特別支援学校教諭免許状の取得率の向上
- (2) 特別支援教育に係る研修の充実
- (3) 小・中学校等と特別支援学校間の指導の専門性の共有

3 特別支援学校の学習環境の充実

- (1) 特別支援学校の今後の在り方についての検討
- (2) 特別支援学校の基礎的環境整備の充実

4 キャリア教育・職業教育の充実

- (1) 特別支援学校におけるキャリア教育の充実
- (2) 特別支援学校における職業教育の充実
- (3) 小・中学校等との連携による特別な教育的ニーズのある児童生徒のキャリア教育の充実

5 特別支援学校と地域等との連携推進

- (1) 地域に開かれた特色ある学校づくり
- (2) 交流及び共同学習の更なる充実
- (3) 生涯を通じた学び、スポーツ・文化活動の推進



共生社会の形成